

インターネット利用環境の整備

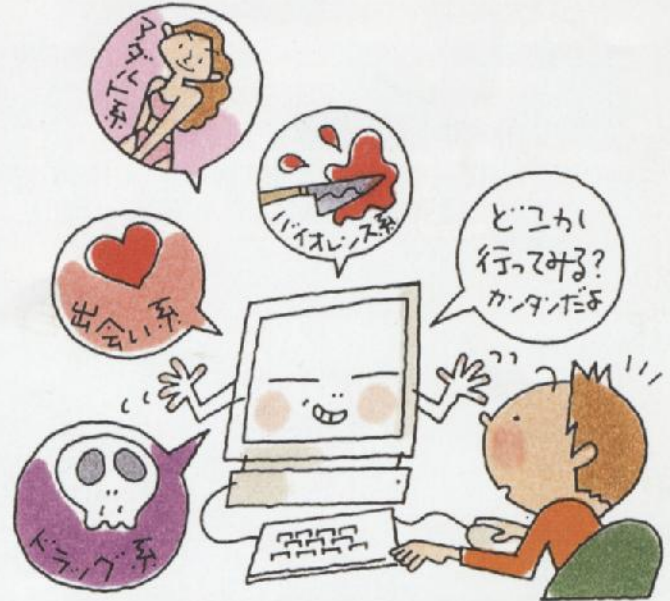
条例第30条の2

保護者や学校等関係者、インターネットの端末設備（パソコン・携帯電話等）の利用を提供する方、プロバイダや端末設備の販売等を業とする方に対して、青少年がインターネットを利用するときは、有害情報を視聴することがないように、それぞれの立場での努力義務を規定しました。

[対象とする有害情報]

- 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害する情報
- 青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害する情報

その他、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある情報をいいます。



保護者、学校及び職場の関係者などの措置の例

- 青少年が有害情報を視聴しないよう配慮・話し合いをする
- パソコンにフィルタリングシステムを利用して有害画像を表示させない
- パスワードを適切に管理する

プロバイダが提供する情報の例

- 自社のホームページにフィルタリングの方法を掲載する
- 契約者に送付する契約書、使用説明書、領収書、請求書等でフィルタリングの方法を紹介する
- 自社で有害情報を削除している場合は、その旨を周知する

インターネットの端末設備を提供する方の自主規制の例

- フィルタリングシステムを利用した専用パソコンを設置する
- 青少年の利用状況に応じて見回りを多くする
- 青少年が有害情報に接続してはならない旨の警告文を表示する
- 会員制を採用する

端末設備の販売業者等が提供する情報の例

- フィルタリングの方法やソフトを紹介する
- メールアドレスの変更操作を教示する
- 青少年に有害な勧誘メールへの接続について注意を促す
- パスワードの適切な管理方法を知らせる

QUESTION フィルタリングって何?

青少年に見せたくない内容、与えたくない情報を含むサイトを視聴できないようにする機能をいいます。

インターネットを利用する側の判断によって視聴するホームページを取捨選択するのが、フィルタリングの役目です。

フィルタリングには、プロバイダのサービスを利用するものと（利用料金は無料、もしくは月額200円程度）、専用のフィルタリングソフト（7~8千円で市販）を使うなどのサービスがあります。



POINT

インターネットは誰でも自由に情報の送受信ができる反面、匿名性も高いので、「出会い系サイト」を始め、有害な情報やその情報、誤った情報も多くあり、青少年が被害に遭う事件が多くなっております。青少年に有害な情報を見せないこととあわせて、**メディア・リテラシー**（①情報を自分で探して活用する力 ②情報を鵜呑みにせず善悪を自分で判断する力 ③自らの意見をメディアを使って発信する力）の向上にむけて、家庭・学校・地域等が力を合わせて取り組んでいくことが必要です。